

第25号議案

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年島根県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第25号を第26号とし、第9号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 一般社団法人しまね地域医療支援センター

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。